

－ 補正情報 －

書籍「出る順社労士」シリーズ 2020年版 出る順社労士 当たる！直前予想模試

(2020/8/21 現在)

2020年版「出る順社労士 当たる！直前予想模試」におきまして不適切な記載がありましたので、次のとおり補正させていただきます。社労士試験直前のこの時期にお手数をおかけいたしますが、ご訂正のうえ同書をご利用いただきますよう宜しくお願いいたします。

・ 2020/ 8/21 更新分… p.1

【2020/8/21 更新分】

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	第2回 択一式 問題 P63 国民年金法 〔問8〕B肢 全文	B 甲は、令和2年2月20日に <u>60歳</u> で死亡した。甲は、20歳以上60歳未満である間の被保険者期間のすべてが保険料納付済期間であったため、老齢基礎年金を満額受給していた。なお、当該被保険者期間のうち、最初の10年間は厚生年金保険の被保険者期間であり、その後の30年間は第1号被保険者としての被保険者期間であった。当該甲の死亡によって、甲の妻が <u>寡婦年金の支給を受けることができる場合、当該寡婦年金の額は、満額の老齢基礎年金額の、4分の3に相当する額とされる。</u>	※以下記載の内容に差替 B 甲は、令和2年2月20日に死亡した。甲は、20歳以上60歳未満である間の被保険者期間のすべてが保険料納付済期間であったため、老齢基礎年金を満額受給していた。なお、当該被保険者期間のうち、最初の10年間は厚生年金保険の被保険者期間であり、その後の30年間は第1号被保険者としての被保険者期間であった。当該甲の死亡によって、甲の妻は、所定の要件を満たす場合において、寡婦年金の支給を受けることができる。

訂正	第2回 択一式 解答・解説 P164 国民年金法 [問8] B肢 全文	<p>B 誤 <u>寡婦年金の額の計算においては、死亡日の属する月の前月までの「第1号被保険者としての被保険者期間」における保険料納付済期間及び保険料免除期間が対象となる（法50条）。</u></p> <p><u>本肢における甲の厚生年金保険の被保険者期間は、第1号被保険者期間に該当しないため、寡婦年金の額の計算の対象とならない。</u></p>	<p>※以下記載の内容に差替</p> <p>B 誤 死亡した甲が老齢基礎年金の支給を受けていたため、本肢の甲の妻は、「寡婦年金の支給を受けることはできない」（法49条）。</p> <p>なお、寡婦年金の支給額の計算においては、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間における保険料納付済期間及び保険料免除期間が対象となる（法50条）。</p>
	<p>【訂正の趣旨】</p> <p>訂正前の問題文において、「甲は、…老齢基礎年金を…受給していた。」とあり、そもそも甲の妻に（甲の死亡を事由とする）<u>寡婦年金が支給される可能性がないため、寡婦年金の額の計算に関する事項を論点として出題することが妥当でないことから、本肢について訂正を行いました。</u></p>		
訂正	第1回 択一式 解答・解説 P76 国民年金法 [問4] E肢	<p>E 正</p> <p>本肢のとおりである（<u>経過措置令137条</u>）。</p>	<p>E 正</p> <p>本肢のとおりである（<u>法附則9条の3第7項</u>）。</p>

以上